

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年10月9日

横浜市契約事務受任者
瀬谷区長 山岸 秀之

1 契約の概要

令和8年10月18日執行横浜市長選挙の期日前投票所への人材派遣

2 履行（納品）場所

瀬谷区役所及び瀬谷区民文化センターあじさいプラザ

3 契約日

令和8年9月10日

4 履行日又は履行期間

令和8年9月10日から令和8年10月17日まで

5 契約金額

¥7,116,538.-

6 契約の相手方（名称及び所在）

株式会社アーデントスタッフ 代表取締役 石井 大輔
神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3-32-13 第2安田ビル2F

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

本契約は、横浜市長の辞職に伴い急遽執行されることとなった横浜市長選挙の期日前投票に係る人材派遣契約です。

本契約に基づく人材派遣の期間は、期日前投票所を設置する10月5日から10月17日までですが、受託者は、契約締結後、契約の履行に向けた準備として人材を募集し、延べ2,171時間分の必要人員を確保した上で、各従事者の経験や適性等を踏まえた配置調整を行う必要があります。

また、9月26日に実施する従事者説明会では、各従事者に対し、担当する係の役割や具体的な業務内容を説明する必要があることから、受託者は、同説明会までに必要人員を確保し、各従事者の係分担を決定しておかなければなりません。加えて、9月21日から23日までが連休となるため、契約締結後、同説明会までに人材募集、必要人員の確保及び係分担の決定を行うことのできる実質的な期間は、極めて限られています。

その上で、各従事者に対し、期日前投票事務を適正かつ円滑に執行するために必要となる所定の研修を、従事開始前までに受講させる必要があります。

競争入札を執行するためには一定の期間を確保する必要があり、競争入札を執行して受託者を決定する場合には、受託者は前述の人材派遣の準備に充てることのできる時間が限られることから、受託者が人材確保や研修等の準備に十分な期間を確保できないことで期日前投票事務の適正かつ円滑な執行に重大な支障を来し、契約の目的を達成することができなくなることが見込まれます。

以上のとおり、本契約は緊急の必要があり、目的達成のためには競争入札に付することができないことから、随意契約することとします。

8 契約の相手方の選定理由

令和7、8年度横浜市有資格者名簿において種目「601：労働者派遣」が1位の順位で登録されている市内・中小企業のうち、過去の選挙において受託実績があり、短期間での対応が可能な事業者を選定しました。

9 所管課

瀬谷区総務課